

第5期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

連結計算書類

連結持分変動計算書

連結注記表

計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

株式会社 雪国まいたけ

上記の事項につきましては、法令および当社定款第16条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.maitake.co.jp/ir/ir_stock03.php）に掲載することにより株主の皆様にご提供しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法第362条第5項の規定に基づき、2022年4月19日開催の取締役会において内部統制システム基本方針を決議しております。その内容は、以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ) 当社は、当社及びグループ各社の役員及び従業員が法令及び定款を遵守し、社会的信用の向上を図るため、「コンプライアンス規程」に基づき、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置して、コンプライアンス体制の整備、充実を図ります。

さらに、コンプライアンスの実践のための行動指針や行動規範を示すコンプライアンスマニュアルを作成し、コンプライアンス意識の浸透と定着を図ります。また、内部通報制度として「コンプライアンス相談窓口」を設置し、法令違反やコンプライアンス上の問題の未然防止と早期発見を図ります。

(ロ) 当社は、当社及びグループ各社の内部監査を行う部署として代表取締役社長直轄の内部監査室を設置します。内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、当社及びグループ各社の業務遂行が法令、社内規程等に則って適正に運営されているかを監査し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告するとともに、監査により判明した指摘事項や提言事項の改善状況についてフォローアップ監査を行います。

(ハ) 当社は、「経理規程」その他の会計処理に関する諸規程に基づき、当社及びグループ各社の財務報告の信頼性の確保を図るとともに、会計監査人との連携を強固にするなど、財務報告に係る内部統制の充実に努めます。

(ニ) 当社は、反社会的勢力による被害の防止と、反社会的勢力の社会全体からの排除のため、「反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力からの要求には応じない」、「反社会的勢力からの要求があったときは、民事及び刑事の両面から法的対応を行うものとし、当該要求の理由の如何にかかわらず、一切応じない」、「平常より、警察、弁護士等の外部専門機関との緊密な関係を構築する」等の基本方針を定め、「反社会的勢力との関係排除に関する規程」や「コンプライアンスマニュアル」に基づき社内管理体制を整備します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「文書管理規程」に基づき、取締役会、経営執行会議等の議事録や関連資料、稟議書、契約書、報告書等の文書を適切に保存、管理します。取締役及び監査役は、業務上の必要があるときは、いつでもこれらの文書を閲覧することができるものとします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社及びグループ各社の事業を取り巻く様々なリスクに対してその予防策又は対応策を策定し、「リスク管理規程」に基づき、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理体制の整備・充実、リスクの回避又は低減を図ります。また、重大な危機の発生が判断される場合又は代表取締役社長が必要と判断した場合は、代表取締役社長を最高責任者とする「緊急対策本部」を設置し、緊急事態への迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大防止と危機の収束を図り、再発防止に向けた対策を定めます。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、中期経営計画を策定するとともに、年度ごとに基本方針と当該基本方針に基づく当社及びグループ各社の重点施策を定めるほか、年度事業予算を設定します。

さらに、代表取締役社長、常勤の取締役及び執行役員で構成する経営執行会議を定期的で開催して重要事項について審議するほか、月ごとに計画の達成状況を確認の上、計画の必達に向けた施策を策定し、実行します。各業務の執行につきましては、「業務分掌規程」「職務権限規程」「関係会社管理規程」等の規程に基づき、意思決定の迅速化と意思決定プロセスの明確化を図ります。

⑤ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

(イ) 当社は、グループ各社における業務の適正な管理を図るため、「関係会社管理規程」に基づき、グループ各社から定期的に業績や業務執行状況の報告を受けます。また、グループ各社の管理を行う部署として経営企画部を設置し、グループ各社の適正な経営管理のための指導及び支援を行います。

(ロ) 当社は、親会社に対し、業績や業務の執行状況を適時報告し、業務の適正確保に努めます。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役から求めがあったときは、その職務の補助をする者として適切な人材を選定します。また、当該使用人の取締役からの独立性と監査役の指示の実効性を確保するため、当該使用人の人事及び処遇については、監査役の意見を尊重し、対処します。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- (イ) 取締役及び使用人は、職務の執行状況について取締役会その他の重要な会議を通じて監査役に報告するほか、当社又はグループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに監査役に報告します。また、監査役は、いつでも稟議書を閲覧することができるほか、必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができます。監査役に報告をした者は、その報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けることはないものとします。
- (ロ) 内部監査室は、必要に応じ監査役との間で事業年度ごとの監査計画、監査実施計画、監査の実施及び監査結果について情報交換を行うほか、監査役から監査役監査のために必要な報告又は監査で得られた資料の閲覧を求められた場合は、これに協力します。

⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役から職務の執行に必要な費用の支払い等を求められた場合は、これに応じるものとします。

⑨ その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (イ) 監査役は、「取締役会規程」「経営執行会議規程」等の規程に基づいて、取締役会、経営執行会議等の重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する重要書類を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることができます。
- (ロ) 代表取締役社長と監査役との間で定期的に会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見交換を行います。
- (ハ) 監査役から求めがあったときは、内部監査室及び会計監査人との間で会合を開催します。また、監査役は、必要に応じ、内部監査室に対して特定事項について調査を依頼することができるものとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、業務の適正を確保するため、内部統制システムの整備及び運用状況について内部統制委員会にて確認を実施しております。当事業年度に実施した当社及びグループ各社における内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

① 取締役の業務の執行に関する取り組み

取締役会は、代表取締役社長を議長とし、原則として毎月1回開催されております。取締役会では、経営方針や重要な業務執行に関する事項を審議・決定するとともに、業務執行の監督機能を果たしております。取締役会は、より広い見地からの意思決定と客観的な業務執行の監督を行うため、取締役7名のうち2名を社外取締役としております。なお、取締役の任期は、株主に対する責任を明確化し、また、経営環境の変化に迅速に対応し経営の機動性を高めるため、1年間としております。当事業年度におきましては取締役会を17回開催いたしました。

また、代表取締役社長、常勤の取締役及び執行役員にて構成される経営執行会議を原則として週1回開催し、経営計画、経営管理、経営の改善策、コーポレート・ガバナンス体制その他経営に関する重要事項について審議しております。

② 監査役の監査体制について

監査役会は、原則として毎月1回開催されているほか、必要に応じて随時開催されております。当事業年度におきましては監査役会を14回開催いたしました。全監査役による取締役会への出席の他、常勤監査役による経営執行会議への出席や社内稟議の閲覧を通じて会社の状況を把握するとともに、重要な意思決定の過程と業務執行の状況の確認を行い、法令、定款及び社内規程等の遵守状況や想定されるリスクへの対応状況を監査し、執行側への提言を適宜行っております。社外監査役は、重要な経営情報の把握を通じて、社外の視点による客観的な立場での経営監視機能を果たしております。なお、監査役監査の独立性及び中立性を一層高めるため、4名の監査役のうち3名を社外監査役としております。

また、監査役会は、内部監査室より原則2カ月に1回以上は内部監査業務に関する状況報告を受けており、意見交換を適宜行っております。会計監査人とは、原則として3ヶ月に1回決算報告会の機会に、意見交換を適宜行っており、監査役監査の効率性・実効性を高めるよう努めております。

③ コンプライアンスに関する取り組み

当社は、経営理念にある「企業倫理の尊重」のもと、「コンプライアンス規程」「コンプライアンスマニュアル」等を制定しております。また、コンプライアンスに関わる事項の審議、コンプライアンス事項への対応に関する検証を行うため、代表取締役社長を委員長とし、他の常勤取締役及び執行役員で構成されるコンプライアンス委員会を設置しております。なお、グループ全体のコンプライアンス体制を強化・充実させるため、当事業年度より、関係会社社長についてもコンプライアンス委員会の構成員として委員会に参加することといたしました。なお、当事業年度は、当委員会を年4回開催いたしました。また、全従業員や管理職者を対象にコンプライアンス研修の実施、コンプライアンス事案を広く周知するため「コンプライアンス通信」の発行を実施いたしました。

この他、「コンプライアンス相談窓口運用細則」を制定しており、内部通報窓口「オープンドア雪国」として、社外相談窓口及び社内相談窓口を設けております。なお、取締役、監査役又は執行役員の不正行為等に係る相談案件があった場合、独立社外取締役及び監査役に速やかに報告し、適切に調査・対応する体制が構築されております。

④ リスク管理に関する取り組み

当社は、「リスク管理規程」を定め、当社において重大な被害が見込まれるリスクを想定リスクとして特定し、リスク管理方針を定め、施策を講じております。従来はコンプライアンス委員会にてリスク管理体制の整備を図ってまいりましたが、リスク管理の重要性から、当事業年度より代表取締役社長を委員長とし、他の常勤取締役及び執行役員で構成されるリスク管理委員会を新設し、リスク管理体制の整備・充実、リスクの回避又は低減を図っております。なお、当事業年度は、当委員会を年2回開催いたしました。

なお、「リスク管理規程」に基づき、新型コロナウイルス感染防止対応のため、前事業年度より継続して緊急対策本部を設置しており、当本部にて感染防止対策の検討・実施、社内周知等の対応に当たっております。

⑤ 反社会的勢力に関する取り組み

当社は、「反社会的勢力との関係排除に関する規程」「取引先属性チェックマニュアル」を定め、運用しております。新規取引先に対しては取引開始前に属性調査を必須とし、既存取引先についても年1回属性調査を実施しております。また、全従業員に「コンプライアンスマニュアル」を配布し、反社会的勢力排除について周知徹底を図っております。

連結持分変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の 資本の 構成要素	親会社の 所有者に 帰属する 持分合計	非支配持分	資本合計
2021年4月1日残高	119	△6,026	15,117	-	21	9,233	△2	9,230
当期利益	-	-	2,989	-	-	2,989	1	2,991
その他の包括利益	-	-	-	-	△25	△25	-	△25
当期包括利益合計	-	-	2,989	-	△25	2,963	1	2,965
減資	△19	19	-	-	-	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	△48	-	△48	-	△48
剰余金の配当	-	-	△1,676	-	-	△1,676	-	△1,676
その他の資本の構成要素から 利益剰余金への振替	-	-	△19	-	19	-	-	-
所有者との取引額等合計	△19	19	△1,695	△48	19	△1,724	-	△1,724
2022年3月31日時点の残高	100	△6,006	16,411	△48	15	10,471	△1	10,470

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社（以下「当社グループ」という。）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

- ・連結子会社の数 3社
- ・連結子会社の名称 瑞穂農林株式会社
株式会社きのこセンター金武
株式会社三蔵農林

なお、株式会社きのこセンター金武は2022年3月23日付で解散し、現在清算手続き中であります。

(3) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(a) 金融資産

金融資産はその当初認識時に、金融資産の管理に関する事業モデル及び金融資産の契約上のキャッシュ・フローの両方に基づき、償却原価で測定する金融資産、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。当社グループでは、償却原価で測定する金融資産については発生日に当初認識しており、それ以外の金融資産については取引日に当初認識しております。

金融資産は、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利で消滅した場合、又は金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてが移転している場合において、認識を中止しております。

I. 償却原価で測定する金融資産

次の条件がともに満たされる金融資産を償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産は、当初認識時に公正価値にその取得に直接起因する取引コストを加算して測定しております。また、当初認識後は実効金利法に基づく償却原価で測定しております。

II. 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。

公正価値で測定する金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類されたもの以外の金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

III. その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

(i) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産

公正価値で測定する金融資産のうち、次の条件がともに満たされる場合には、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するため、及び売却するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

(ii) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産

売却目的ではない資本性金融商品への投資については、当初認識時に、その公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示するという取消不能な選択を行うことが認められており、当社グループでは金融商品ごとに当該指定を行い、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産に分類しております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産は、当初認識時に公正価値にその取得に直接起因する取引コストを加算して測定しております。また、当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動をその他の包括利益として認識しております。その他の包括利益として認識した金額は、認識を中止した場合若しくは公正価値が著しく下落した場合にその累積額を利益剰余金に振り替えており、純損益には振り替えておりません。なお、当該金融資産からの配当については純損益として認識しております。

IV. 金融資産の減損

当社グループは、償却原価で測定する金融資産及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産（資本性金融商品を除く）について、金融資産の信用リスクが当初認識以後に著しく増大している場合には、当該金融資産に係る損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融資産に係る損失評価引当金を12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているか否かに関する評価は「5. 金融商品に関する注記 (1) 金融商品の状況に関する事項 ② 信用リスク」に記載しております。

ただし、営業債権については、常に、損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

金融商品の予想信用損失は、次のものを反映する方法で見積っております。

- (i) 一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- (ii) 貨幣の時間価値
- (iii) 過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力をかけずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

当該測定に係る金額は、純損益として認識しております。

信用減損金融資産に該当しているかは、債務者の重大な財政状態の悪化、利息又は元本支払の債務不履行若しくは延滞、債務者の破産等の客観的証拠により判断しております。

合理的な回収見込みがないと判断された債権については、当該金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しております。

(b) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額とのいずれかの低い金額で測定しております。取得原価には、購入原価、加工費及び棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他のコストのすべてを含んでおり、原価の算定にあたっては、製品については総平均法、商品、原材料、貯蔵品については移動平均法を用いております。加工費には通常操業度に基づく製造間接費の配賦額を含めております。正味実現可能価額は、通常の営業過程における見積売価から、完成までの見積原価及び販売に要する見積費用を控除した額であります。

(c) 生物資産

生物資産は、売却費用控除後の公正価値で測定し、その変動を純損益として認識しております。生物資産から収穫された農産物は、収穫時において公正価値から売却費用を控除した金額で棚卸資産に振り替えております。

(d) 非金融資産の減損

棚卸資産、生物資産及び繰延税金資産を除く非金融資産については、資産が減損している可能性を示す兆候があるか否かを評価しております。

減損の兆候が存在する場合には減損テストを実施し、個別の資産又は資金生成単位ごとの回収可能価額を測定しております。なお、のれんは償却を行わず、毎年同時期及び減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成しないため、全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を見積っております。

回収可能価額は、処分費用控除後の公正価値と適切な利率で割り引かれた当該資産の継続的使用及び最終的な処分から発生すると見込まれる将来キャッシュ・フロー評価によって測定される使用価値のいずれか高い金額を用いております。

個別の資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を上回る場合には純損益にて減損損失を認識し、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に分配されたのれんの帳簿価額を減額するように分配し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しております。

のれんに係る減損損失は、戻入れを行っておりません。のれん以外の非金融資産に係る減損損失は、減損損失がもはや存在しないか又は減少している可能性を示す兆候が存在する場合に当該資産の回収可能価額を見積っており、回収可能価額が減損処理後の帳簿価額を上回った場合には減損損失の戻入れを行っております。なお、減損損失の戻入れは過去の期間において当該資産に認識した減損損失がなかった場合の帳簿価額を超えない範囲内で純損益にて認識しております。

② 重要な有形固定資産及び無形資産の評価方法及び減価償却方法

(a) 有形固定資産

有形固定資産については、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で測定しております。

取得原価には資産の取得に直接関連する費用、資産の解体及び除去費用、並びに原状回復費用の当初見積額が含まれております。有形固定資産の構成要素の耐用年数が構成要素ごとに異なる場合は、それぞれ別個の有形固定資産項目として計上しております。

土地、建設仮勘定以外の有形固定資産は、使用が可能となった時点から、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で減価償却しております。主要な有形固定資産の見積耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物　　： 2年～50年

機械装置及び運搬具　： 2年～18年

工具、器具及び備品　： 2年～17年

なお、減価償却方法、残存価額及び耐用年数は毎年見直し、必要に応じて調整しております。

(b) 無形資産

無形資産については、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で測定しております。

個別に取得した無形資産は取得原価で測定しており、企業結合により取得した無形資産の取得原価は企業結合日の公正価値で測定しております。

開発活動による支出については、信頼性をもって測定可能で、技術的かつ商業的に実現可能であり、将来的に経済的便益を得られる可能性が高く、当社グループが開発を完成させ、当該資産を使用又は販売する意図及びそのための十分な資質を有している場合にのみ、上記の認識条件のすべてを初めて満たした日から開発完了までに発生した費用の合計額を無形資産として資産計上しております。

内部利用を目的としたソフトウェアの取得及び開発費用は、将来の経済的便益の流入が期待される場合には無形資産に計上しております。

耐用年数を確定できる無形資産はそれぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で償却しております。主要な無形資産の見積耐用年数は次のとおりであります。

特許権 : 3年～10年

商標権 : 2年～10年

ソフトウェア : 3年～12年

その他無形資産 : 10年～15年

なお、償却方法、残存価額及び耐用年数は毎年見直し、必要に応じて調整しております。

(c) のれん

のれんは償却を行わず、事業を行う地域及び事業の種類に基づいて識別された資産、資金生成単位又は資金生成単位グループに配分し、毎年同時期及び減損の兆候を識別した時はその都度、減損テストを実施しております。のれんの減損損失は純損益として認識されますが、戻入れは行っておりません。

当初認識後、のれんは取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

③ 外貨換算

(a) 外貨建取引

外貨建取引、すなわち各企業の機能通貨以外の通貨での取引は、取引日における為替レートにより機能通貨に換算しております。外貨建貨幣性資産及び負債は、連結決算日の為替レートにより機能通貨に換算し、また、公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算し、換算差額は、純損益として認識しております。

また、取得原価により測定されている外貨建非貨幣性項目は、取引日の為替レートを使用して換算しております。

(b) 在外営業活動体

在外営業活動体（子会社）の資産及び負債は、連結決算日時点の為替レートで、損益及びキャッシュ・フローは、取引日の為替レートで表示通貨に換算しております。この結果生じる換算差額はその他の包括利益で認識しております。

なお、在外営業活動体の持分全体の処分や支配の喪失を伴う持分の一部の処分といった事実が発生した場合、処分した期に当該累積換算差額をその他の包括利益から純損益に振り替えております。

④ 投資不動産

投資不動産とは、賃料収入若しくはキャピタル・ゲイン、又はその両方を得ることを目的として保有する不動産及び将来の用途が現時点では未定のまま保有している土地であります。通常の営業過程で販売する不動産や、商品又はサービスの製造・販売、若しくはその他の管理目的で使用する不動産は含まれておりません。

投資不動産については、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で測定しております。土地以外の各資産の減価償却費は、定額法により算定しております。

⑤ リース

当社グループでは、特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約又は契約の一部については、リースである若しくはリースを含んだものであると判断し、リースの開始日において使用権資産及びリース負債を認識しております。ただし、短期リース及び原資産の価値が少額であるリースについては、当該リースに関連したリース料を、リース期間にわたり定額法により費用として認識しております。

リース負債は、個々の契約に基づくリース開始日におけるリース料総額の現在価値で計上し、リース期間にわたってリース料の支払いに応じてリース負債の元本返済と実効金利法に基づく利息の支払いを認識しております。

使用権資産は、リース負債の計上額に当初直接コスト等の調整を加えた取得原価で計上し、見積耐用年数又はリース期間のいずれか短い期間にわたって定額法で減価償却を行っております。

⑥ 従業員給付

(a) 退職後給付

当社グループは、従業員の退職後給付制度として規約型確定給付年金制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

確定給付制度について、確定給付制度債務の現在価値並びに関連する当期勤務費用及び過去勤務費用は、予測単位積増方式を用いて算定しております。

割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した決算日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。

退職後給付制度に係る資産又は退職後給付制度に係る負債は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除した金額に対して、利用可能な経済的便益を検討の上、必要に応じて資産上限額に関する調整を行うことにより認識しております。

勤務費用及び確定給付負債の純額に係る利息純額は、純損益にて認識しております。

数理計算上の差異、純利息費用に含まれる部分を除く制度資産に係る収益及び資産上限額の影響の変動については、それらが生じた期間において「確定給付制度の再測定」としてのその他の包括利益に認識し、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金へ振り替えております。

また、確定拠出制度の拠出は、従業員がサービスを提供した時点で費用として認識しております。

(b) 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算を行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として認識しております。

賞与及び有給休暇費用については、それらを支払う法的又は推定的な債務を有し、信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しております。

⑦ 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが現在の法的債務又は推定的債務を有し、その債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出の可能性が高く、かつその資源の流出の金額について信頼できる見積りができる場合に認識しております。

貨幣の時間的価値の影響が重要な場合には、当該引当金は負債の決済に必要と予想される支出額の現在価値で測定しております。現在価値は、貨幣の時間的価値とその負債に特有なリスクを反映した税引前割引率を用いて計算しております。

時間の経過による影響を反映した引当金の増加額は、金融費用として認識しております。主な引当金の内容は次のとおりであります。

(a) 資産除去債務

当社グループが使用する賃貸事務所・建物等に対する原状回復義務に備え、過去の原状回復実績に基づき将来支払うと見込まれる額を計上しております。これらの債務は主に1年以上経過した後に支払われることが見込まれておりますが、将来の事業計画等により影響を受けます。

(b) 株主優待引当金

株主優待制度の利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

⑧ 売上収益

当社グループは、次の5ステップアプローチに基づき、約束した商品又は役務を顧客に移転し、顧客が該当商品又は役務に対する支配を獲得した時に収益を認識しております。

ステップ1：契約の識別

ステップ2：履行義務の識別

ステップ3：取引価格の算定

ステップ4：履行義務への取引価格の配分

ステップ5：履行義務の充足による収益の認識

当社グループは、顧客に対してまいたけ、エリンギ、ぶなしめじ等、きのこ製品の製造・販売を行っており、当該履行義務は顧客の検収が完了した時点で、顧客に製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、支払いを受ける権利が確定するため、当該時点で収益を認識しております。

また、当社グループは、顧客との契約における履行義務を識別し、収益を、顧客への財又はサービスの移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価の金額で認識しております。顧客との契約における対価にリベート等の変動対価が含まれている場合には、顧客に返金すると見込んでいる対価を返金負債として計上しており、返金負債は営業債務及びその他の債務の未払金に含めております。当該返金負債の見積りにあたっては、重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲で当該変動価格を考慮し、過去の実績等に基づく最頻値法により取引価格を決定しております。

取引価格は顧客との契約に従っており、対価は、履行義務を充足してから概ね1ヶ月以内に受領しており、重大な金融要素は含まれておりません。

2. 会計上の見積りに関する注記

国際会計基準に準拠した連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定の設定をすることが義務付けられております。ただし、実際の業績はこれらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直しております。会計上の見積りの改定は、見積りが改定された会計期間及び影響を受ける将来の会計期間において認識されます。

経営者が行った連結計算書類の金額に重要な影響を与える判断及び見積りは、次のとおりであります。

(1) 生物資産の測定

① 連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度末における生物資産の帳簿価額の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
材料費、人件費等	1,650
公正価値変動による利得	1,042
合計	2,693

② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

生物資産は、まいたけ、エリンギ及びぶなしめじ等のきのこ製品で構成されております。生物資産の公正価値の変動による利益又は損失は、連結損益計算書の「公正価値変動による利得」に含まれております。生物資産の公正価値は、品質等を基に販売価格を予想し、当社製品の生産量、生育状況等を加味することにより、公正価値を算定しております。当インプットは観察可能でないインプットに該当するため、レベル3に区分しております。担当部門は公正価値測定の評価方針及び手続きに従い、生物資産の評価方法を決定し、公正価値を測定しております。また、公正価値の測定結果につきましては適切な責任者が承認しております。生物資産の公正価値は、上記に記載したインプットが増加・上昇（減少・下落）する場合には増加（減少）いたします。

(2) のれんの減損テスト

① 連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度末における各資金生成単位に配分されたのれんの帳簿価額は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
まいたけ事業	3,984
ぶなしめじ事業	1,156
マッシュルーム事業	46
合計	5,187

② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループでは、のれんの減損テストにおいて、企業結合のシナジーから便益を得ることが期待される資金生成単位に対して、のれんを配分しております。

のれんの減損テストにおける回収可能価額は、使用価値に基づいて算定しております。使用価値は、取締役会が承認した翌期の事業計画を基礎とし、その後の長期成長率を零と仮定して計算した将来キャッシュ・フローの見積額を現在価値に割り引いて算定しております。

資金生成単位の使用価値の計算に大きく影響を与える重要な仮定は、取締役会が承認した翌連結会計年度の事業計画の基礎となる、きこの製品ごとの販売価格及び販売重量並びに翌年度以降の成長率及び各資金生成単位の類似企業を基に市場利子率や各資金生成単位の規模感等を勘案して決定した割引率であります。

当連結会計年度末の減損判定に用いた主要な仮定が合理的に予測可能な範囲で変化したとしても、重要な減損損失が発生する可能性は低いと判断しております。

(3) 確定給付債務の測定

① 連結財政状態計算書において認識した金額

当連結会計年度末における連結財政状態計算書で認識した金額は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
確定給付制度債務の現在価値 (制度資産あり)	923
制度資産の公正価値	△1,409
積立状況	△485
確定給付制度債務の現在価値 (制度資産なし)	—
資産上限額の影響	85
連結財政状態計算書に認識した確定給付に 係る資産 (負債) の純額	△400
退職給付に係る負債	—
退職給付に係る資産	400

② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

(a) 重要な数理計算上の仮定

当連結会計年度末における確定給付制度債務の測定に用いられる主な数理計算上の仮定は、次のとおりであります。

割引率：0.70 %

(b) 数理計算上の仮定の感応度分析

他の仮定に変更がないとして、以下に示された割合で割引率が変動した場合、当連結会計年度末における確定給付制度債務は次のとおり変動いたします。感応度分析はその他の仮定に変更がないことを前提としておりますが、実際には他の仮定の変化が感応度分析に影響する可能性があります。また、感応度分析は期末日現在で合理的に考え得る割引率の変化に基づいて行っております。

割引率

0.5%上昇した場合：45 百万円の減少

(c) 確定給付制度債務の満期構成に関する情報

当連結会計年度末における確定給付制度債務の加重平均デュレーションは、次のとおりであります。

加重平均デュレーション：10.8 年

3. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 資産から直接控除した損失評価引当金

営業債権及びその他の債権	0 百万円
その他の金融資産	201 百万円

(2) 有形固定資産に係る減価償却累計額及び減損損失累計額 31,486 百万円

4. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	39,910,700 株
------	--------------

(2) 当連結会計年度末の自己株式の種類及び株式数

普通株式	40,000 株
------	----------

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年5月12日 取締役会	普通株式	1,117	28	2021年3月31日	2021年6月24日
2021年11月4日 取締役会	普通株式	558	14	2021年9月30日	2021年11月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年5月12日 取締役会	普通株式	637	16	2022年3月31日	2022年6月27日

(4) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 15,200 株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループの資金運用については、市場リスク（(a) 為替変動リスク、(b) 金利変動リスク、(c) 株価変動リスク）、信用リスク、流動性リスク等の各種リスクを十分考慮した元本の安全性確保及び資金の効率的活用を取組方針としております。また、資金調達についてはその時々を経済環境等の要因を勘案し、直接金融や間接金融等の調達手段の中から最適と考えられる調達手段を選択していくことを取組み方針としております。

① 市場リスク

(a) 為替変動リスク

当社グループが行う外貨による取引は限定的であるため、為替変動リスクの影響は軽微であります。

(b) 金利変動リスク

当社グループは、運転資金確保、固定資産取得などのため金融機関からの借入を通じて資金調達を行っており、資金の調達や運用などに伴う金利変動リスクに晒されております。当社グループは、このような金利変動リスクに対して借入条件の見直しを適宜行うことなどにより当該リスクをヘッジしております。

(c) 株価変動リスク

当社グループが保有する金融資産のうち市場価格の変動リスクに晒されているものは、主として投資有価証券がありますが、保有する上場株式は少額なため価格変動リスクの影響は軽微であります。

② 信用リスク

営業債権（受取手形及び売掛金）は、顧客の信用リスクに晒されております。当社グループは債権管理規程に従い、営業債権について主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握に努め、信用リスクの軽減を図っております。連結子会社についても当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているか否かは、当初認識時における債務不履行発生リスクと各四半期における債務不履行発生リスクを比較して判断しております。これには利用可能な合理的かつ裏付けのための将来の見通しに関する情報を、特に次の指標を織り込み、考慮しております。

- (a) 借手の営業成績の実際の又は予想される著しい変化
- (b) 借手の規制環境、経済環境又は技術環境の実際の又は予想される著しい不利な変化のうち、借手債務を履行する能力の著しい変化を生じさせるもの
- (c) 期日経過情報

当社グループにおいて、債務不履行とは、貸倒れが法的に確定した場合のほか、合理的かつ裏付け可能な情報を企業が有する場合を除き、期日経過が90日を超える場合には債務不履行が生じているとみなしております。

③ 流動性リスク

流動性リスクとは、当社グループが現金又はその他の金融資産により決済する金融負債に関連する債務を履行するにあたり、支払期日にその支払いを実行できなくなるリスクであります。

当社グループは主に借入金により資金を調達し、資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。なお、流動性リスクに備えるため、適切な返済資金を準備するとともに、金融機関よりコミットメントライン契約等随時利用可能な信用枠を確保し、継続的に資金繰計画と実績をモニタリングしております。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

① 公正価値のヒエラルキー

金融商品のヒエラルキーは、次のとおり分類しております。

レベル1：活発な市場における相場価格により測定された公正価値

レベル2：レベル1に含まれる相場価格以外で、直接又は間接に観察可能な価格により測定された公正価値

レベル3：観察可能でないインプットを含む、評価技法を用いて測定された公正価値

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振り替えは、振り替えを生じさせた事象が発生した各四半期の期首時点に発生したも
のとして認識しております。

② 公正価値の算定方法

金融資産及び金融負債の公正価値は、次のとおり算定しております。

(現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務)

短期で決済されるため公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(借入金)

長期借入金は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(その他の金融資産、その他の金融負債)

その他の金融資産及び金融負債は、その将来キャッシュ・フローを見積り、その信用リスクを加味した割引率で現在価値に割り引いて公正価値を算定しております。

(株式及び出資金)

上場株式は、連結会計年度末の市場価格によって算定しております。

非上場株式及び出資金は、主として純資産に基づく評価技法（株式発行会社の純資産に基づき、時価評価により修正すべき事項がある場合は修正した金額により、企業価値を算定する方法）を用いて測定した価格により算定しております。

③ 償却原価で測定される金融資産及び負債

償却原価で測定される金融資産及び負債の公正価値並びに連結財政状態計算書における帳簿価額及び公正価値は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
償却原価で測定される資産		
その他の金融資産	69	66
償却原価で測定される負債		
借入金	18,635	18,635
その他の金融負債	84	83

上記の公正価値測定は借入金を除き、レベル3に分類しております。レベル3の金融商品の公正価値は、契約上のキャッシュ・フローを市場利率で割り引いて測定しており、帳簿価額との差額は、市場利率と契約利率との差によるものであります。

借入金の公正価値測定はレベル2に分類しております。借入金は、すべて変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映しており、当社グループの信用状況も借入実行時と大きく変動していないことから帳簿価額は公正価値に近似しております。

④ 公正価値で測定される金融資産

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する 資本性金融資産				
株式及び出資金	13	－	58	71
合計	13	－	58	71

レベル3に分類された金融商品の期首残高から期末残高への調整表は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
期首残高	30
利得及び損失合計	3
その他の包括利益	3
取得	25
処分	△0
その他	△0
期末残高	58

レベル3に分類されている金融資産は、主に非上場株式により構成されております。レベル3の金融資産に係る公正価値の測定は、関連する社内規程に従い実施しております。また、公正価値の測定結果については上位役職者のレビューを受けております。

6. 投資不動産に関する注記

当社における投資不動産はすべて土地及び建物であり、新潟県その他の地域において保有しております。

(単位：百万円)

帳簿価額	公正価値
97	101

(注) 投資不動産の公正価値については、主として社外の不動産鑑定士から提示された割引キャッシュ・フロー法による評価額に基づいて算定しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 売上収益の分解

当社グループの売上収益は、顧客との契約から認識された収益であり、当社グループの報告セグメントを主要な製品別に分解した場合の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
茸事業	
まいたけ	18,732
エリンギ	3,161
ぶなしめじ	6,328
その他の茸	3,799
その他	422
合計	32,444

(注) 1. グループ会社間の内部取引控除後の金額を表示しております。

2. 茸事業のその他の茸には、マッシュルーム、本しめじ、はたけしめじ等の売上収益が含まれております。

(2) 契約残高

当社グループの契約残高の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権 受取手形及び売掛金	1,985	1,933

(注) 受取手形及び売掛金は連結財務状態計算書の「営業債権及びその他の債権」に含まれております。

当連結会計年度に認識した収益のうち、当連結会計年度の期首時点の契約負債残高に含まれていたものはありません。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり親会社所有者帰属持分	262円	65銭
基本的1株当たり当期利益	74円	92銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	119	44	18,114	18,159	7,660	—	25,939
当期変動額							
減資	△19	—	19	19	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△48	△48
剰余金の配当	—	—	—	—	△1,676	—	△1,676
当期純利益	—	—	—	—	1,953	—	1,953
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	△19	—	19	19	277	△48	228
当期末残高	100	44	18,134	18,179	7,937	△48	26,168

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金		
当期首残高	11	2	25,953
当期変動額			
減資	—	—	—
自己株式の取得	—	—	△48
剰余金の配当	—	—	△1,676
当期純利益	—	—	1,953
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△9	—	△9
当期変動額合計	△9	—	219
当期末残高	2	2	26,172

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法

- ② その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・ 市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 商品、原材料、貯蔵品
移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

- ・ 製品、仕掛品
総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物：2年～50年

機械装置及び運搬具：2年～18年

工具、器具及び備品：2年～17年

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（12年）に基づく定額法によっております。

また、のれんについては、投資効果の発現する期間を見積り、20年で均等償却しております。

- ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における見込額に基づき退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

(a) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(b) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

⑤ 株主優待引当金

株主優待制度の利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は、次の5ステップアプローチに基づき、約束した商品又は役務を顧客に移転し、顧客が該当商品又は役務に対する支配を獲得した時に収益を認識しております。

ステップ1：契約の識別

ステップ2：履行義務の識別

ステップ3：取引価格の算定

ステップ4：履行義務への取引価格の配分

ステップ5：履行義務の充足による収益の認識

当社は、顧客に対してまいたけ、エリンギ、ぶなしめじ等、きのこ製品の製造・販売を行っており、当該履行義務は顧客の検収が完了した時点で、顧客に製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、支払いを受ける権利が確定するため、当該時点で収益を認識しております。

また、当社は、顧客との契約における履行義務を識別し、収益を、顧客への財又はサービスの移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価の金額で認識しております。顧客との契約における対価にリベート等の変動対価が含まれている場合には、顧客に返金すると見込んでいる対価を返金負債として計上しており、返金負債は営業債務及びその他の債務の未払金に含めております。当該返金負債の見積りにあたっては、重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲で当該変動価格を考慮し、過去の実績等に基づく最頻値法により取引価格を決定しております。

取引価格は顧客との契約に従っており、対価は、履行義務を充足してから概ね1ヶ月以内に受領しており、重大な金融要素は含まれておりません。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

(退職給付に係る会計処理)

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っており、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

なお、当該会計方針の変更による影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

なお、当該会計方針の変更による影響は軽微であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

(1) のれんの減損の兆候

① 計算書類に計上した金額

のれん	22,674 百万円
-----	------------

② 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当事業年度の貸借対照表に計上されているのれんは、2015年及び2017年に行われた組織再編に伴い認識されたものであります。

のれんの減損の兆候があると認められた場合、減損損失を認識するかどうかの判定を行う必要があります。

当事業年度においては、継続的な営業赤字、使用範囲又は方法についての変更及び経営環境の著しい悪化等がないことを確認し、減損の兆候がないと判断しております。なお、経営環境の著しい悪化の見込みの有無については、将来予測を含んでおります。

(2) 確定給付制度の現在価値

① 計算書類に計上した金額

前払年金費用	434 百万円
--------	---------

② 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結注記表「2. 会計上の見積りに関する注記 (3) 確定給付債務の測定」に記載している事項と同一であるため、記載を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 28,589百万円
減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	55 百万円
短期金銭債務	151 百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	1,282 百万円
営業取引以外による取引高	6 百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 39,910,700 株

(2) 当事業年度末の自己株式の種類及び株式数

普通株式 40,000 株

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

有形固定資産	639 百万円
貸倒引当金	306 百万円
賞与引当金	163 百万円
関係会社株式	137 百万円
その他	323 百万円

繰延税金資産小計

1,570 百万円

将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額

△1,026 百万円

繰延税金資産合計

543 百万円

繰延税金負債

前払年金費用	△148 百万円
有形固定資産	△64 百万円
その他	△3 百万円

繰延税金負債合計

△217 百万円

繰延税金資産の純額

326 百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率 (調整)	34.26 %
のれん償却額	14.16 %
人材確保等促進税制による税額控除	△1.44 %
その他	△0.42 %
税効果会計適用後の法人税金等の負担率	46.57 %

8. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	瑞穂農林 株式会社	所有 直接49%	資金の援助	—	—	関係会社長期貸付金	630
				利息の受取	4	—	—

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

9. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

連結注記表「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (5) 会計方針に関する事項 ⑧ 売上収益」に記載している事項と同一であるため、記載を省略しております。

10. 1株当たりに関する注記

1株当たり純資産額	656円 38銭
1株当たり当期純利益	48円 96銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。